

令和6年3月第3回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月)

午前10時00分から午前10時50分

2. 開催場所 本庁舎 3階 会議室

3. 出席委員 (41人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 12番 中山克己 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖

15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員 (5人)

農業委員 6番 池田和道 11番 松本正幸

推進委員 26番 松下 功 41番 池田久美子 42番 二若正次

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第12号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 報告第4号 農地の形状変更に係る届出について

日程第8 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、ただいまから令和6年3月総会を開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしく願いいたします。
- 会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
今日朝もかなり冷えましたが、3月に入って不安定な天気が続いておりました、最後の総会がどんなかなというふうな日々でございます。今日は東日本の大震災から13年ということでございます。非常に大きな災害で、まだまだ復興途中でございます。原子力関係とか、まだまだこれから大きな問題を抱えているということでございまして大変だろうというふうに思います。また、先ほどありましたように能登半島の地震ということで事務局主事も行かれておるということでございます。生きることが第一ということで、まだまだ産業関係、農業なんかはまだまだ後回しにされるんじゃないかというふうに思いますけど、早い復興を祈念したいというふうに思います。
3月の広報紙の配布のときに「豊かな大地」が届きました。委員の皆さんには非常に努力していただいているものを作っていただいたというふうに思っております。農業委員会から発信していくということで、なかなか機会がないわけですけど、こういう機会を利用して、これから地域計画等を立てるわけでございます、そういうものの一助になればというふうに思います。非常に厳しい状況でございますけど、3月になりましていろんな今年の農業計画を立てるということで計画書が皆さんのところに回っているというふうに思います。今年はどういうふうなみなさん思いを持って作られるかということでございます。何とか農地を守るということで農業委員は頑張っておるわけですけど、このような現状の中でなんとかいいことはないかというふうに思います。今後も皆さんのご助言等をいただきまして、地域を引っ張っていただくようによろしく願いしたいというふうに思います。
それでは、3月総会を開会いたします。よろしく願いします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、議事を進めさせていただきます。
本日欠席委員の方は2名いらっしゃいます。6番委員、11番委員でございます。よって、ただいまの出席委員は19名中17名でございます。定足数に達しておりますので、3月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願いたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、17番、 委員、18番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は10件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1, 175㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号1につきまして、2月29日、現地確認、3月1日、譲受人から聞き取り調査をいたしました。譲渡人は自営業で、相続人も事業を引き継いでおります。以前から農業ができなくて、近隣の耕作者にも迷惑がかり、土地の活用を考えておりました。譲受人との話合いの中で売買の話がまとまり、譲受人が取得することになりました。譲受人は家族3名の兼業農家であります。休日は農業に従事しており、取得した土地の利用計画も明確であり、今後も引き続き農業に従事すると認められます。

以上のとおり、耕作状況、従事日数について問題がないと思われま

ので審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございますが、市外の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田1筆494㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いします。

15番委員 15番委員です。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 番号2について、3月1日に譲受人と現地で状況確認を行いました。譲受人の住所は和歌山県になっていますが、定年後、実家に夫婦2人で帰ってきて生活しています。また、譲渡人は現在兵庫県に住んでいるため、電話での確認を行いました。今回譲渡された田1筆は、譲渡人が定年後実家の土地にブドウを植え、兵庫の家と実家を行き来して十数年ブドウの生産を行ったとのことです。昨年奥さんが亡くなり、気力も薄れ、自分の年齢も考える中、ブドウの木を切り倒して平地にすることも考えましたが、できれば今まで管理してきたブドウ畑の面倒を見てくれる人材を探していたところ、今回譲受人との話が折り合い、無償贈与の運びとなったとのことです。譲受人の世帯は、夫婦2人で実家で生活しており、現在24アールの畑で季節の野菜を耕作、出荷しており、今後も野菜と果物の生産を行うとのことです。農業機械としては、耕運機、草刈り機等を保有しており、生産活動には特に問題ないと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑2筆607㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

この議案第8号の3の関係につきまして、3月1日に譲渡人、それから譲受人と私の3名で状況確認を行いました。両者の関係は親戚関係

にありまして、5年前、譲受人が新築する際、譲渡人から土地の提供を受けております。今回の申請農地約600㎡は譲受人が住居の新築した後も農地の管理、維持をになっていました。それからまた、家庭菜園等に利用しております。こうした中、譲受人が農地の所有権の関係を検討し、譲渡人と話し合いをし、申請農地の譲受けを受けるということで話がまとまり、今回申請が真庭市のほうへ上がっております。内容等についてそごがございませんので、審議のほうよろしくお願ひいたします。また、確認の際、農地につきましては家庭菜園等が行われております。また、草刈り等の管理も行われていると思われます。それから、譲受人も今後も最寄りの農地も家庭菜園で利用したいというふうに聞いておりますので問題ないと思われます。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、落合の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田1筆219㎡、畑1筆74㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 議長。

議 長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 29番です。

番号4について、3月2日に現地確認及び電話での聞き取り調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、申請農地は譲受人の父親が長年にわたり譲渡人と賃借権設定を行っており、過日父親が亡くなってそのままになっていましたが、譲受人が家を建て替え帰ってくることとなり、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は現在大阪に住んでいますが、父親が高齢になった時点で譲受人に耕作を任せており、度々帰省し農業をしていました。申請農地を取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 番号5でございます。

市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田4筆4,664㎡、畑3筆213㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお

願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番につきまして、先般の3月6日に現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は現在兵庫県三田市に住んでおられまして、該当の土地は荒らすことなく地元の親戚の方に頼んで耕作をしておられます。地元に戻るということがないと見切りをつけられまして、あちらの不動産専門業者に頼まれて譲受人に決まった状態でございます。当日、3月6日に譲渡人本人に兵庫県の三田のほうに電話をさせていただきまして、内容等を確認いたしましたところ、内容については一切のそごがないということで承知されております。次に、譲受人でございますが、この地域の地元企業の会社役員であります。また、所有している農地を適正かつ有効に活用しまして家族で農業を営んでおりまして、農機具もコンバイン、トラクター、田植機、畝立て機、管理機、草刈り機と一応全部そろえて所有しておられるところでございます。申請農地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められますので、その他指摘事項もありませんのでよろしくご審議方願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、市外の譲渡人、成年後見人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 140㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 番号6番につきまして、同じ3月6日に現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は番号5の譲渡人の方の妻の母親であります。同じ世帯の家族でございます。この真庭の地元から10年近く前に転出されておられまして、非常に高齢者でもあり、認知がかなり進んでおられるということでございます。令和5年6月5日に伊丹市の司法書士の方を成年後見人として登記されております。農地は[REDACTED]の間で隣接しております。耕作は同じく地元の親戚の方に委ねておられました。番号5と同じく、不動産取扱業者を通して譲受人が決まったような状態です。次に、譲受人でございますが、番号5と同じでございます。その他指摘事項はございません。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号7でございます。

久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆699㎡、畑2筆430㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号7について報告いたします。

3月3日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲渡人には電話で調査いたしました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は長年にわたり申請農地で稲作と野菜を作っておられましたが、高齢による労働力不足により、ここ数年は耕作することが困難になっておりました。草刈り等管理委託についても困難になり、農地の近くで田畑を所有している譲受人に売買することで話をもちかけ話がこのたびまとまったものです。続きまして、譲受人の耕作状況ですが、世帯員数は2名で主に譲受人が専従で従事し、妻の補助を受けて耕作しております。譲受人に聞いたところ、現在所有している農地については稲作が主体で、田植作業、コンバイン、もみすり乾燥業務等をJAに委託しておりますが、一応全て耕作を行っているとのことでございます。農地取得後も農機具はトラクター、管理機、草刈り機等を所有しており、今後も耕作していくものと思われまふ。また、必要な従事日数、その他指摘事項も特にないと思われまふのでご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号8でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆400㎡、畑2筆872㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

3月2日に譲受人に会って話を聞き、現地を確認しました。譲渡人は父親で、この日はデイサービスに行かれていたので後日連絡しました。権利移転を行う事由ですけれども、譲渡人が高齢になったため、体力的に不安が生じ同居する娘に権利移転を行うものでございます。譲受人は会社勤めを行いながら、今までも譲渡人と一緒に農作業を行っており、農機具も全て保有しておりますので、今後野菜を中心に葉ワサビなどを耕作、栽培を行っていくということでございます。問題はないと考えられます。このようなことから権利移転はやむを得ないと思っておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆239㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番です。

番号9についてご報告します。

現地確認を3月3日に譲受人とその娘さん、また譲渡人の娘の夫の立会いの下、実施しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は隣近所で、申請地はその間にあります。譲渡人は高齢です。また、娘さん夫婦は市内に住まわれていますが、耕作はされないということで譲受人に相談したところ、受人と娘さんがされるという話でまとめ、今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は4人家族で娘さん夫婦とその子供さんと暮らされておられます。田んぼは2枚ありますが、専門業者に耕作をお願いしておられます。畑も離れたところに2枚あって、耕作はされておられます。今回の申請地も娘さんが少し前から耕作をされているようです。現在管理機1台をもって耕作されています。あと、不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に従事されると認められます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局主幹 番号10でございます。
- 八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆313㎡、畑3筆1,365㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんが欠席のために8番委員さんから説明をお願いします。
- 8番委員 受け取ってまいりましたのでご報告いたします。
- 議長 はい。
- 8番委員 昨日、3月10日にお二人とともにお話しをしました。この2人は親子関係で、親が元気なうちに生前贈与したいということです。受人は自営業をしながら両親とともに家庭菜園、ピオーネを栽培して、地元の道の駅に出しています。農地取得後はピオーネだけでなくシャインマスカットも増やし、現在は棚の準備をしているところです。数年後は貸付けをしている農地を返却してもらい、いろいろな品種のブドウを増やす予定です。ミニ耕作機、刈り払いなどを所有していますが、必要になればトラクターの購入も検討しているところです。
- 以上のように耕作状況、従事日数などについては問題がないと思われまますので、どうぞよろしく願います。
- 議長 ありがとうございます。
- 以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
- これより質疑に入ります。
- 質問のある方は挙手で願います。はい、どうぞ。
- 7番委員 1番ですけれども、委員さんは売買の話がまとまったと言われたんですけど、こちらの資料によると贈与、無償とあって、どちらが正しいのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局主幹 申請書によりますと、贈与ということで取引ということになっておりますので、贈与ということになっています。
- 議長 ほかにはございませんか。
- <「質疑なし」の声>
- 議長 ないようです。
- これをもって質疑を打ち切ります。
- これより議案第8号を採決いたします。
- お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- <「異議なし」の声>
- 議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日は審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、申請地に隣接する居宅に住んでおりますが、居宅の老朽化が進み、建て替えを検討したことから、現在居宅がある宅地の一部と併せて、畑1筆310㎡を、住宅用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号1について報告します。

去る3月1日に現地確認及び話を聞きました。転用しようとする事由の詳細ですが、現在申請人は3人で暮らしていますが、現在の住宅がかなり老朽化が進んでおり、将来子供が帰ってくる予定もあり、今回居宅を新築するものです。申請地の位置ですが、■■■■線、■■■■■■■■■■手前を■■■■に向けて約300mのところにあります。周囲の状況ですが、東は道路、西は自宅、南が道路、北が住宅であります。周辺農地への影響ですが、周辺に農地がないため影響はないと思われま。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、不動産業や建設業を営んでおります。市外法人は真庭市内での事業用の分譲地を探していたところ、このたび申請地で話がまとまったことから、田3筆、合計931㎡を、譲渡人（落合）3名から譲り受け、事業用分譲地を造成するため、転用申請するものです。農地区分は3種農地と判断されます。本案件は、都市計画法の市街化区域内にある農地であるため、農地法第5条第1項第6号とその他関連する法律の規定により、事業用地の造成のみを目的とした転用が可能となっております。また、本案件は本来であれば届出で足りると規定されておりますが、譲受人の要望によりあえて申請をされていることを申し添えます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

議案第10号の1の審議につきまして、3月2日に現地で譲受人と譲渡人3名と私と5人で現地調査をいたしました。地番の[]の方は高齢なので同居している息子さんと一緒に立会いを行っております。転用する事由として、事業用分譲地、当地区に沿線道路沿いの事業用分譲地の需要があるが、周辺は田で、需要に対応し事業用分譲地の造成を行いためだそうです。申請地の位置といたしましては、申請地は北側に市道、主要道があり、あとは田んぼであります。周囲の状況として、東は田、西は道、南は田、北は作業道ということです。周辺農地への影響につきまして、西側に道を設けるため、進入路を設けて周りは排水をし、田んぼには影響はないと思われます。また、水利組合にも同意を得ておりますので。その他指摘事項として、特に問題はないと思われます。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、使用借人（久世）は、現在 []線沿いに居住されておりますが、このたび市道拡幅工事による立ち退きの計画がまとまったことから、申請地、畑1筆300㎡を、父親である使用貸人（久世）から譲り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、立ち退きのため自己資金 []円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号2について報告いたします。

去る3月3日に使用借人、申請書持参人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用借人と使用貸人は親子の関係にあり、使用借人が現在住んでいる居宅が市道の拡幅工事のため立ち退き地区になったため、父親と移転場所について相談した結果、代替地として農地を提供することで話がまとまったものです。申請地の位置等ですが、[]から南へ約80mで宅地化が進んでいる地域であります。周囲の状況は、東側は畑、西側は市道、南側は私道、北側は宅地に面しております。周囲の農地への影響はないものと思われます。その他指摘事項もないので、審議方よろしくお

願います。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手で願います。

質疑はございませんか。

5番委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

5番委員 5番です。

1番の地図の地番なんですけど、[]が2口あって、この斜線を引いとるとこは[]ではないんですか。

議長 事務局。

事務局次長 失礼いたしました。地番の訂正を願います。[]の北側にあるところは[]になります。失礼いたしました。

議長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 7ページをお開きください。

議案第11号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年3月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全390筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願ひいたします。

議長 それでは、お目通しを願ひします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手で願ひいたします。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第11号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第12号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を願ひいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第12号につきまして、49ページをご覧ください。

議案第12号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和6年3月11日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田5筆が利用権設定されるもので、全件とも問題ないと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願ひいたします。

議長 それでは、お目通しを願ひします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手で願ひいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 1 2 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい
ませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 1 2 号、農地中間管理事業法第 1 9 条の 2 の規定によ
る農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されまし
た。
続きまして、日程 7、報告第 4 号、農地の形状変更に係る届出につい
て、日程 8、報告第 5 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の
貸借の合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 5 1 ページをお開きください。

報告第 4 号、農地の形状変更に係る届出につきましては、次の 1 件が
ございました。添付書類もそろっておりますので、受理してありま
す。

次のページをご覧ください。

報告第 5 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解
約につきましては、次の 6 件がございました。添付書類もそろってお
りますので、受理しています。

以上で報告案件の説明を終わらせていただきます。よろしく願いい
たします。

議 長 報告第 4 号、報告第 5 号について、質問、意見等ございましたらお願い
いたします。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
ご意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますの
でご理解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前 1 0 時 5 0 分 閉会)

